2) The supplier must have passed, on or after April 1, 2007, the acceptance test for processing magnetic card traffic tickets designated by East Nippon Expressway Company Limited, Central Nippon Expressway Company Limited or West Nippon Expressway Company Limited.

Any supplier intending to undergo a new acceptance test before the reference date of the examination criteria shall submit the documents, etc., stipulated in Attachment 1 : "Concerning the Acceptance Test", by January 11, 2017.

⑺ Deadline for tender : 4 : 00 P.M. Feburuary 2, 2017

⑻ Contact point for the notice : Tetsuya Iwai, Deputy Manager of Procurement & Contract Section, Accounting & Finance Department, General Affairs & Accounting Division, East Nippon Expressway Company 3―3―2 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8979 Japan. Tel. 03―3506―0212

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本件は、入札前に入札参加者に対し東日本高速道路株式会社が指定する項目に係る見積書の提出を求め、その見積書を活用して契約制限価格の設定を行う入札前価格交渉方式の対象調達である。

平成29年1月4日

契約責任者

東日本高速道路株式会社

代表取締役社長　廣瀬　　博

◎調達機関番号　417　◎所在地番号　13

1　調達内容

⑴　品目分類番号　6

⑵　調達等件名及び数量　「平成29・30年度感熱領収書購入単価契約」

感熱領収書　76,790巻

⑶　調達等案件の仕様等　仕様書のとおり

⑷　履行期間　平成29年5月1日から平成31年4月30日まで

⑸　納入場所　仕様書のとおり

⑹　入札方法

①　入札金額については総価とし、納入に関する一切の費用を含めた額とすること。

②　入札金額（総額）の内訳を記載した単価表を添付すること。

③　落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8％に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

⑺　契約単価　契約単価は、入札金額（総額）を変更せずに落札者と協議して決定する。

2　競争参加資格　競争参加資格確認申請書類の受領期限日を審査基準日とし、審査基準日において以下に該当する者であること。なお、審査基準日以降、落札者決定までの間において以下に該当する者でなくなった場合、競争参加を認めないものとする。

⑴　東日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第16号）第6条の規定に該当しない者であること。

⑵　納入実績　次の①又は②のいずれかに該当する者であること。

①　平成19年4月1日以降に、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社への感熱領収書の納入実績を有している者であること。

②　平成19年4月1日以降に、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社が定める感熱領収書の加工の承認検査に合格した者であること。

なお、審査基準日までに新たに承認検査を受けようとする場合は、別添―1「承認検査について」に定める提出書類等を平成29年1月11日（水）までに提出すること。

⑶　審査基準日から落札者決定の日までの期間において、東日本高速道路株式会社から取引停止措置を受けていないこと。

3　入札に必要な書類の提出場所等

⑴　競争参加資格確認申請書・入札に必要な書類の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先　〒100―8979 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号　東日本高速道路株式会社総務・経理本部　経理財務部　調達企画課　岩井　哲也　電話03―3506―0212

⑵　入札説明書等（仕様書を含む）の交付方法

①　交付期間　平成29年1月4日から平成29年2月2日までとする。

②　交付方法　東日本高速道路株式会社のホームページから入手するものとする。

（http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/）

⑶　競争参加資格確認申請書類の提出方法及び受領期限

①　提出方法　書留郵便（親展）又は信書便により提出すること。

②　受領期限　平成29年2月2日16時

⑷　入札に必要な書類の提出方法及び受領期限

①　提出方法　書留郵便（親展）又は信書便により提出すること。

②　受領期限　平成29年3月22日16時

⑸　開札の日時及び場所

①　日時　平成29年3月23日15時

②　場所　東日本高速道路株式会社　本社入札室

4　その他

⑴　契約手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除

⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、本公告に示した物品を納入できることを証明する書類を競争参加資格確認申請書類の受領期限までに、入札書及び単価表は、入札に必要な書類の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、契約責任者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格を有しない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑸　契約書作成の要否　要

⑹　落札者の決定方法　本公告に示した調達に係る入札書及び単価表を提出した者であって、契約制限価格の範囲内で最低価格（総価）をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

⑺　入札前価格交渉の有無　有

⑻　手続きにおける交渉の有無　無

⑼　入札に関する一般的な質問については『よくあるご質問（http://www.e-nexco.co.jp/faq/bids/）』を参照のこと。

⑽　その他　詳細は、入札説明書による。

5　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Hiroshi Hirose, President and Chief Executive Officer of East Nippon Expressway Company Limited

⑵　Classifications of the services to be procured : 6

⑶　Nature and quantity of the services to be required : Thermal receipt 76,790 rolls

⑷　Fulfillment period : From 1 May, 2017 though 30 April, 2019.

⑸　Delivery place : As shown in the specifications

⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures :

Suppliers eligible for participating in the open tender are those who come under the following items at the time of the examination date, with the examination date set as the due date of receipt of the documents required for the tender. In addition, suppliers who no longer come under the following items after the examination date and up to the time of the decision being made on the successful supplier shall not be eligible to participate in the open tender.

①　The supplier does not come under Article 6 of the East Nippon Expressway Company Limited's regulations concerning contract procedures (Regulation №. 16 of 2005).

②　Delivery Records

The supplier must fall under either of the following items 1) or 2).

1) The supplier must have delivery records of thermal receipt papers to East Nippon Expressway Company Limited, Central Nippon Expressway Company Limited or West Nippon Expressway Company Limited on or after April 1, 2007.